

奈良県告示第五十九号

昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号（鳥獣保護区の設定）等の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

次に掲げる告示中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

- 一 昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号（鳥獣保護区の設定）
- 二 昭和四十年十月奈良県告示第三百六号（鳥獣保護区の設定）
- 三 昭和四十一年十月奈良県告示第三百五号（鳥獣保護区の設定）
- 四 昭和五十年十月奈良県告示第三百九十二号（鳥獣保護区の設定）
- 五 昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十七号（鳥獣保護区の設定）
- 六 昭和五十五年九月奈良県告示第四百十号（鳥獣保護区の設定）
- 七 昭和六十年十月奈良県告示第四百五十二号（鳥獣保護区の設定）
- 八 昭和六十一年十月奈良県告示第四百三十二号（鳥獣保護区の設定）
- 九 平成二年十月奈良県告示第三百四十八号（鳥獣保護区の設定）
- 十 平成三年十月奈良県告示第三百五十二号（鳥獣保護区の設定）
- 十一 平成十九年十月奈良県告示第二百五十四号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十二 平成二十年十月奈良県告示第二百九十二号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十三 平成二十一年十月奈良県告示第二百五号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十四 平成二十二年十月奈良県告示第二百四十二号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十五 平成二十三年十月奈良県告示第三百三十九号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十六 平成二十四年三月奈良県告示第五百四十二号（特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等の禁止の一部解除）
- 十七 平成二十四年十月奈良県告示第二百二十三号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十八 平成二十五年十一月奈良県告示第二百四十号（特定猟具使用禁止区域の指定）
- 十九 平成二十六年十月奈良県告示第二百七十二号（特定猟具使用禁止区域の指定）